



Internet Initiative Japan

ICTサービス安心・安全研究会 モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合 事業者ヒアリング説明資料



2016/10/17

株式会社インターネットイニシアティブ

IIJは、日本で最初の3G/LTEベースのMVNOとして、
既存携帯電話サービスにとらわれないイノベーションを実現

- 日本初の3GベースのMVNO（2008年～）
日本初のLTEベースのMVNO（2012年～）
- 法人向けMVNO、個人向けMVNOの双方を展開
 - 法人向けMVNO事業で培った高い品質を個人向けMVNO事業にフィードバック
 - 個人向けMVNO事業における規模の獲得と高い競争力の実現
- 直販（IIJモバイル／IIJmio）、再販による幅広い販売チャネル展開
- 他社に先駆けイノベーティブなサービス・料金プランを実現
 - （例）一契約・複数回線でのデータバンドルシェア
 - **IIJmio「ファミリーシェアプラン」2012年2月開始**
 - → ベライゾン「Share Everything Plans」2012年6月→ NTTドコモ「パケあえる」2014年6月

本会合におけるフォローアップ事項

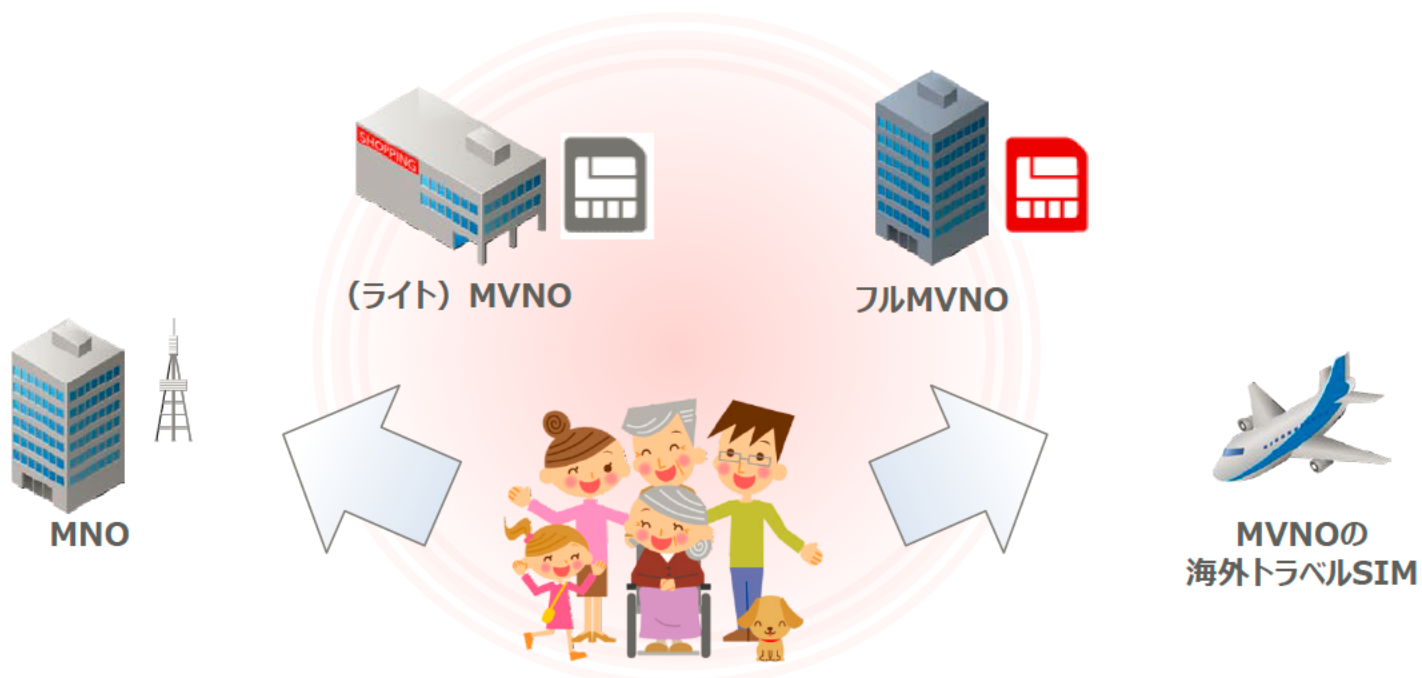
- ① スマートフォン料金の動向
 - ② 「SIMロック解除に関するガイドライン」改正後の動向
 - ③ 「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」適用後の動向
 - ④ MVNOの競争環境の動向
- 本日は、このうち②～④について弊社意見を述べる

②SIMロック解除の取組に対する評価

SIMロック解除ガイドライン改定

- 平成26年12月「SIMロック解除ガイドライン」改定
 - 平成27年5月以降発売のSIMロック設定がなされた端末については、事業者は原則としてSIMロック解除に応じなければならない

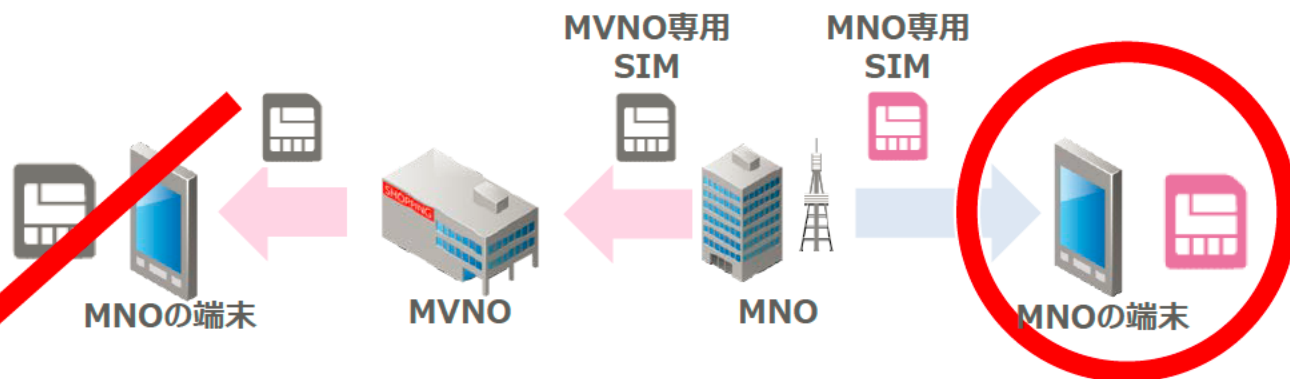
- SIMロック解除が行われる主なケース



SIMロックを取り巻く状況の変化

• MVNO専用SIM

利用者が同じ端末を使っても、MVNO専用SIMの場合だけSIMロック解除が必要なMNOが存在



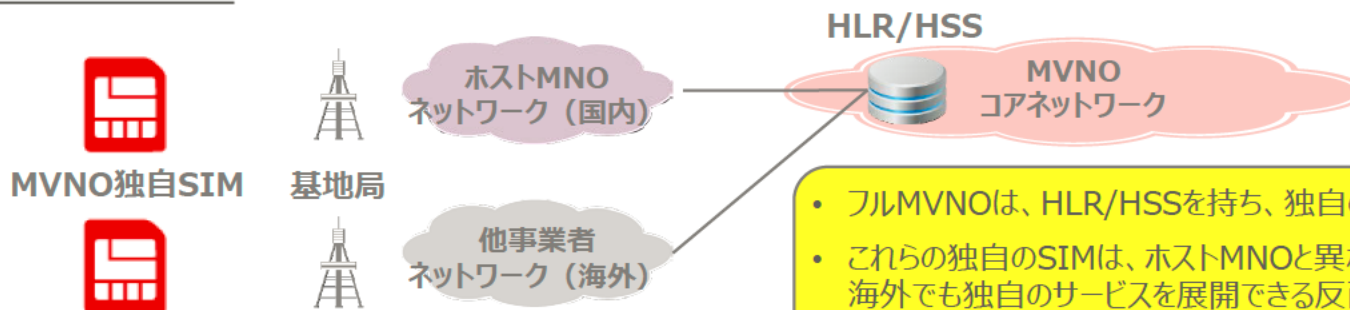
• 海外トラベルSIM

- これまで、渡航先の空港などで購入するしかなかった海外事業者のプリペイドSIMを、国内MVNOが提供しているもの
- 導入しやすく、かつ従来の国際ローミングよりもリーズナブルな通信サービスを提供
- これらのSIMの利用にはSIMロックの解除が必要



IIJの提供する海外トラベルSIM

• フルMVNO



- フルMVNOは、HLR/HSSを持ち、独自のSIMを発行する
- これらの独自のSIMは、ホストMNOと異なるID(MNC)を持つため海外でも独自のサービスを展開できる反面、これらの独自SIMの利用にはSIMロック解除が必要となる

SIMロック解除ガイドラインに対する要望

● 評価

- SIMロック解除ガイドラインの改定により、利用者のMVNOへの乗り換えにかかるスイッチングコストの低減が一定程度図られたことは評価

● 要望

- 単なるスイッチングコストの低減にとどまらず、SIMロック解除は、新たな通信サービスの登場や、利用者の携帯電話の利用方法の多様化に伴い、よりその重要性を増しており、利用者がSIMロック解除をより利用しやすい制度にしていく必要がある
- SIMロックにより、端末の割賦代金を支払わない等の、不適切な行為が抑止されてきたことは疑いないが、反面、6ヶ月間は解除することのできないSIMロックが、一般の利用者の携帯電話の利用方法の多様化の妨げとなっていることは問題である
- SIMロックが一般の利用者の利便性を損なうことのないよう、SIMロック解除を受け付けない期間の廃止、「ネットワーク利用制限」の活用強化など不適切な行為防止に関する他の方策の検討を含め、SIMロック解除ガイドラインの見直しに向けた議論が速やかに行われるよう希望する

③ 端末購入補助適正化に対する評価

端末購入補助適正化ガイドラインの評価と要望

● 評価

- 本年4月から開始された端末購入補助適正化ガイドラインにより、過剰なキャッシュバックを伴う異常なスマートフォンの販売は、一定程度、沈静化しているように思われる
- 単純なキャッシュバックに代わり、クーポン券を用いるなどの**実質的な端末購入補助の増額**が一部に見られ、こういった手法が、事業者間の競争環境を再び歪める恐れがある

● 要望

- スマートフォンを購入しようとする消費者の心理を惑わし、その正しい判断を歪めかねない額に及ぶ、**行き過ぎた端末購入補助**は、正常な事業者間の競争を著しく歪めるものである
- 引き続き、ガイドラインが**適正に運用**され、ガイドラインの趣旨である「通信料金の低廉化」、「利用者間の公平性の確保」、「MVNOの一層の普及」が図られることが重要である
- ガイドラインの効果については別途、検証を進め、ガイドラインが想定しない、**行き過ぎた割引**、その他**事業者間の競争を著しく歪める端末購入補助が行われていること**が明らかになった場合は、ガイドラインの見直し等、必要な対応が行われることを要望する

④MVNOの競争環境の動向


(1)HLR/HSS機能連携について

**8月29日、NTTドコモに対し
加入者管理機能(HLR/HSS)の
連携を申込み**

**フルMVNOデータ通信サービス提供
2017年度下期(予定)**

これまでの経緯

年月	経緯
2014年 3月	MVNO委員会、HLR/HSS開放に関する事業者間協議の促進を盛り込んだ政策提言を公表
2014年10月	総務省、HLR/HSS開放に関する事業者間協議の促進を盛り込んだ「モバイル創生プラン」を公表
2014年12月	情報通信審議会の報告書「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」において、HLR/HSS開放に関する事業者間協議の促進が盛り込まれる
2015年12月	ICTサービス安心・安全研究会 携帯電話料金タスクフォースにおいて、加入者管理機能の連携（HLR/HSS開放）をガイドラインに盛り込み事業者間協議を加速するよう、取りまとめに記載
2016年 5月	「MVNO事業化ガイドライン」改正。HLR/HSS連携機能が「開放を促進すべき機能」として盛り込まれる



**加入者管理機能(HLR/HSS)連携の実現は、
 2014年夏から行ってきた
 IIJとNTTドコモとの事業者間協議の成果**

フルMVNO事業の狙い

ネットワークサービスの
国内外における拡充

SIMカードの進化と
運用・課金の多様性



マルチIMSIを用いた先進的なローミングサービス

IoT向け組込SIM(eSIM)・リプログラマブルSIM

マルチプロファイルSIM、マイナンバー連携

IoT、国際の2つの新マーケット創造へ

(2)接続料に関する残課題

接続料確定に関するタイムラグについて

- 接続料の「期ずれ」問題

- パケット接続料は、原則として前年度実績ベースで算定されるが、接続料の急激な変動があると認められる場合には、当年度実績ベースで算定を行うこととされており、現在のMVNO向けパケット接続料は当年度実績に基づくものとなっている
- そのため、接続料の確定が最大で2年後となり、その間に2回の遡及精算が行われることとなる
- 接続料（事業原価）の確定と精算が2年遅れとなることについては、以下の2つの観点から問題となる
 1. 事業の予見性
 2. 企業会計
- これら2つの問題はMVNO各社に共通のものと考えられ、事業規模の成長と共に、これらの問題の影響も大きくなってきているところである。今後、問題の解消に向けた継続的な議論が必要と考える